

平成20年度健全化判断比率等の状況

1 本県の状況

○ 健全化判断比率（四指標）

年 度			(参考)
	2 0	1 9	
実質赤字比率	—	—	早期健全化基準 3. 75%
連結実質赤字比率	—	—	財政再生基準 5%
実質公債費比率 (3力年平均)	15. 3%	14. 7%	8. 75%
将来負担比率	272. 6%	269. 6%	25% <small>(地方債許可団体 18%以上)</small>
			35%
			400%
			—

備考：実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されないため、「—」と記載。（実質黒字額 5,491百万円、連結実質黒字額10,231百万円）

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準(15%)については、経過措置期間が設けられており、平成20年度～平成21年度が25%、平成22年度が20%となっている。

○ 資金不足比率

会計名	年度		経営健全化基準 20. 0%
	2 0	1 9	
工業用水道事業特別会計	—	—	
病院事業特別会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	

備考：資金不足額がないことから、資金不足比率が算定されないため、「—」と記載。

〔資金剰余額：工業用水道事業特別会計 385百万円、病院事業特別会計 4,355百万円
港湾整備事業特別会計 173百万円〕

2 全国(都道府県)の状況

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	-	-	22.3	346.0
青森県	-	-	16.6	233.4
岩手県	-	-	14.8	312.4
宮城県	-	-	14.7	277.1
秋田県	-	-	14.2	263.9
山形県	-	-	14.8	269.6
福島県	-	-	12.7	200.6
茨城県	-	-	14.4	288.7
栃木県	-	-	12.7	165.8
群馬県	-	-	9.5	198.6
埼玉県	-	-	12.5	241.7
千葉県	-	-	11.7	218.9
東京都	-	-	5.5	63.8
神奈川県	-	-	8.9	206.9
新潟県	-	-	16.8	281.0
富山県	-	-	16.9	276.2
石川県	-	-	14.4	270.7
福井県	-	-	13.3	234.6
山梨県	-	-	12.9	247.1
長野県	-	-	15.9	221.4
岐阜県	-	-	17.6	249.8
静岡県	-	-	11.7	248.1
愛知県	-	-	10.8	227.4
三重県	-	-	12.6	190.9
滋賀県 *	-	-	13.5	257.6
京都府	-	-	11.3	245.2
大阪府	-	-	16.6	288.6
兵庫県	-	-	19.9	360.1
奈良県	-	-	11.8	252.2
和歌山县	-	-	10.1	207.1
鳥取県	-	-	11.0	153.7
島根県	-	-	17.9	225.4
岡山県	-	-	14.8	254.2
広島県	-	-	15.5	257.8
山口県	-	-	11.8	237.1
徳島県	-	-	19.0	276.5
香川県	-	-	14.8	234.8
愛媛県	-	-	17.2	199.6
高知県	-	-	16.1	193.6
福岡県	-	-	13.9	255.4
佐賀県	-	-	14.9	159.3
長崎県	-	-	10.1	201.2
熊本県 *	-	-	13.0	231.8
大分県 *	-	-	12.8	212.4
宮崎県	-	-	12.6	194.3
鹿児島県	-	-	15.3 (14)	272.6 (10)
沖縄県	-	-	11.2	129.7
都道府県(平均)	-	-	12.8	219.3

(注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

2. 健全化判断比率を既に議会に報告し、公表している団体には、団体名の横に「*」を付している(以下、同じ。)。

3. 平均値は加重平均である。

4. ()内は、本県の順位(高い方から)である。

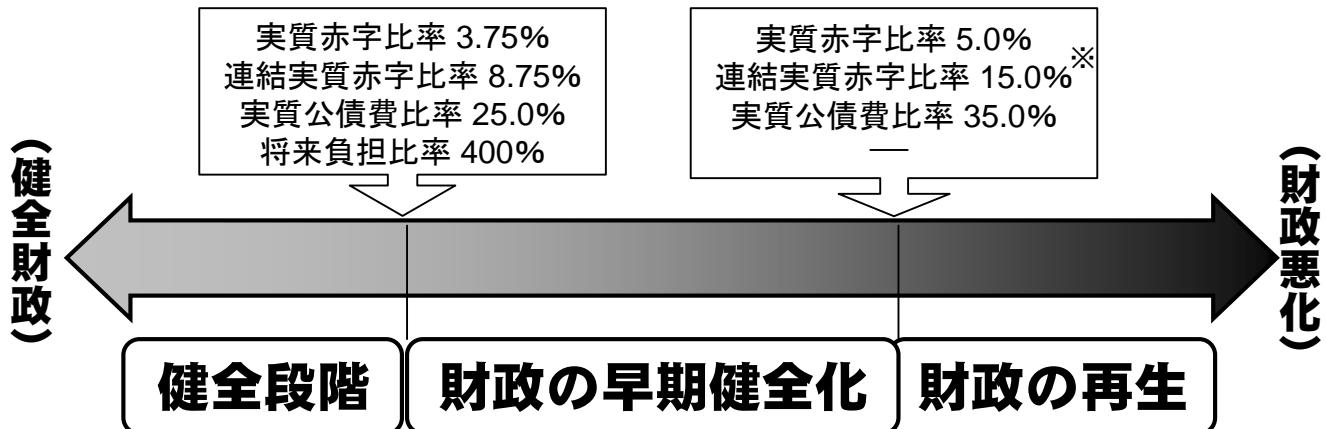
5. 平成21年10月2日付け総務省公表資料から抜粋。

〈参考資料〉

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、基準に基づく財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

(1) 健全化判断比率



○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標: 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標: 将来負担比率 = 公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
→ 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

○自主的な改善努力による財政健全化

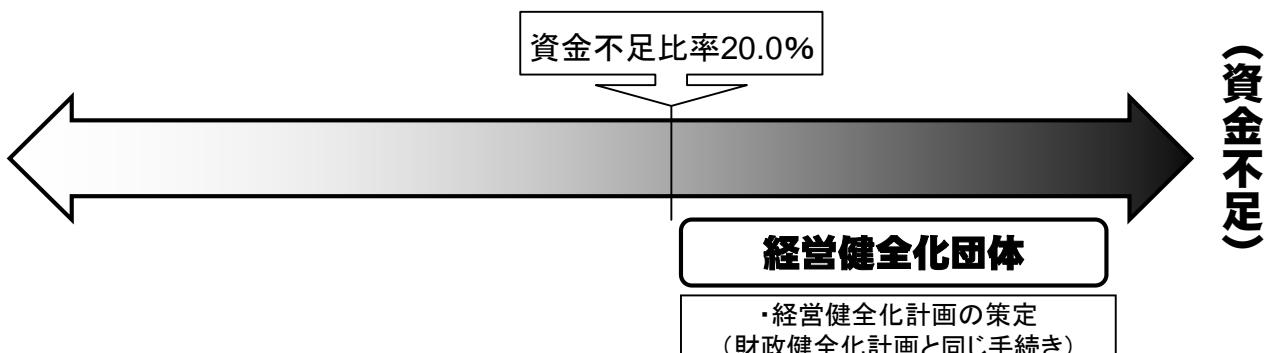
- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

* 連結実質赤字比率の財政再生基準には、3年間の経過的な基準が施行令附則に規定されている(平成20, 21年度決算:25% 平成22年度決算:20%)

(2) 資金不足比率(公営企業会計)



財政健全化判断比率等の対象について

地方自治法の区分	地方財政状況調査の区分	健全化判断比率の区分	会計・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計			○一般会計 ※うち県営駐車場整備事業は、「地方財政状況調査」では公営事業会計に区分される					
特別会計	普通会計	一般会計等	○農業改良資金貸付事業特別会計 ○林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計 ○公共土木用地取得先行事業等特別会計 ○母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○中小企業従業員住宅事業特別会計 ○中小企業支援資金貸付事業特別会計 ○沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計 ○公債管理特別会計					
	公営企業会計	公営企業会計	○港湾整備事業特別会計 ○病院事業特別会計 ○工業用水道事業特別会計					
一部事務組合等			該当なし					
地方公社・第三セクター等			○道路公社(債務保証法人) ○土地開発公社(") ○地域振興公社(損失補償法人) ○森林整備公社(") ○住宅供給公社(") ○県信用保証協会(") ○奄美群島振興開発基金(") ○かごしま産業支援センター(")					

※公営企業会計ごとに算定

健全化判断比率等の算定について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における
実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

一般会計等の実質赤字額：なし

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

連結実質赤字額：なし

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{平成20年度} = \frac{138,631\text{百万円} - 80,703\text{百万円}}{457,900\text{百万円} - 80,703\text{百万円}}$$

実質公債費比率(単年度)
 平成18年度 14.92698
 平成19年度 15.89045
 平成20年度 15.35748

3カ年平均
 15. 3%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{平成20年度} = \frac{1,930,325\text{百万円} - 902,049\text{百万円}}{457,900\text{百万円} - 80,703\text{百万円}}$$

272. 6%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額

　　- 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

工業用水道事業特別会計：資金不足額なし

病院事業特別会計：資金不足額なし

港湾整備事業特別会計：資金不足額なし